

車尾まちづくり推進会議 規約

(名 称)

第1条 この会は、車尾まちづくり推進会議（以下「本会」という。）と称する。

(構 成)

第2条 本会は、次に掲げる委員(以下「委員」という。)等をもって構成する。

- (1) 車尾各町区の自治会長
- (2) まちづくり専門部（以下「専門部」という。）に属する者で、その長の推薦を受けた者
- (3) 公民館長

2 前項の他、地域づくりを実践する者をアドバイザーとすることができる。

(目 的)

第3条 車尾地区住民は、自分達のまちが魅力ある住みよいまちとなるために地域組織（専門部）等が実施する「地域づくり活動」を支援するために本会を設置し、主に次の事項に取り組む。

- (1) 専門部が実施する事業について、より効果的に円滑に実施されるよう助言または、各専門部、他の関係機関との調整連絡を行う。
- (2) 専門部が行う事業のほか、住民が自主的に実施する地域づくり活動の促進を図る。
- (3) 専門部等が実施する事業を広く住民に広報する。

(役 員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 事務局長 1名 (4) 監事 2名
- (5) 事務局員 若干名

2 会長、副会長及び事務局長は、総会において委員の中から選出する。

3 監事は、会長が指名し、総会で承認を得るものとする。

4 事務局員は、事務局長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、本会の事務を総括する。

4 事務局員は、本会の会計等事務を担当する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員の仕事が終了後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその任にあたるものとする。

(会 議)

第7条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会 (2) 幹事会

(総 会)

第8条 総会は、本会の最高決定機関であって、通常総会及び臨時総会とし、委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、次の各号に掲げるときに開催する。

(1) 通常総会は、毎年度終了後速やかに開催する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事。 (2) 事業報告及び決算に関する事。
- (3) 事業計画及び予算に関する事。 (4) 役員を選任
- (5) その他、本会の重要事項に関する事。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が指名した委員等により構成される。

2 幹事は会長があらかじめ指名することができる。

3 幹事会は、必要に応じて会長が召集し、会議の議長となる。

4 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する案件に関する事。(2) 専門部の事業、地域の活性化に関する意見交換。
- (3) 本会の議事運営に関する事。(4) その他、本会の運営上特に必要な事。

5 会長は、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(専門部)

第10条 専門部の名称及び事務分掌は次の各号のとおりとする。

(1)	地域振興部	地域の文化・スポーツ等の事業による地域振興に関する事。
(2)	防災安全部	地域における住民の防災安全環境の向上に関する事。 主に、車尾地区防災安全推進協議会が従事する。
(3)	福祉部	住民の福祉の向上に関する事。 主に、車尾地区社会福祉協議会が従事する
(4)	健康部	住民の健康増進に関する事。 主に、車尾地区保健推進委員会が従事する。
(5)	環境部	地域の生活環境の改善及び美化運動の推進に関する事。 主に、車尾地区環境をよくする会が従事する。
(6)	子育て部	地域の子育て環境の改善に関する事。 主に、車尾地区青少年育成会が従事する。

2 会長及び副会長は、専門部に出席して意見を述べる事ができる。

(経費)

第11条 本会の経費は、町区の負担金、寄付及びその他収入をもって充てる。

(運営費及び助成金)

第12条 本会の運営及び地域活動に要する費用を支払うことができる。

2 各種団体等に助成金を支払うことができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成27年5月8日から施行する。

この規則は、平成28年2月17日から一部改正する。

- 2 第6条の役員の任期については、当初、平成27年5月8日から平成28年3月31日までとし、次の改選のときから規約のとおりとする。